

# 桜井市の給与・定員管理等について

※奈良県、国等の比較データについては、平成28年4月以降に再度公表いたします。

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

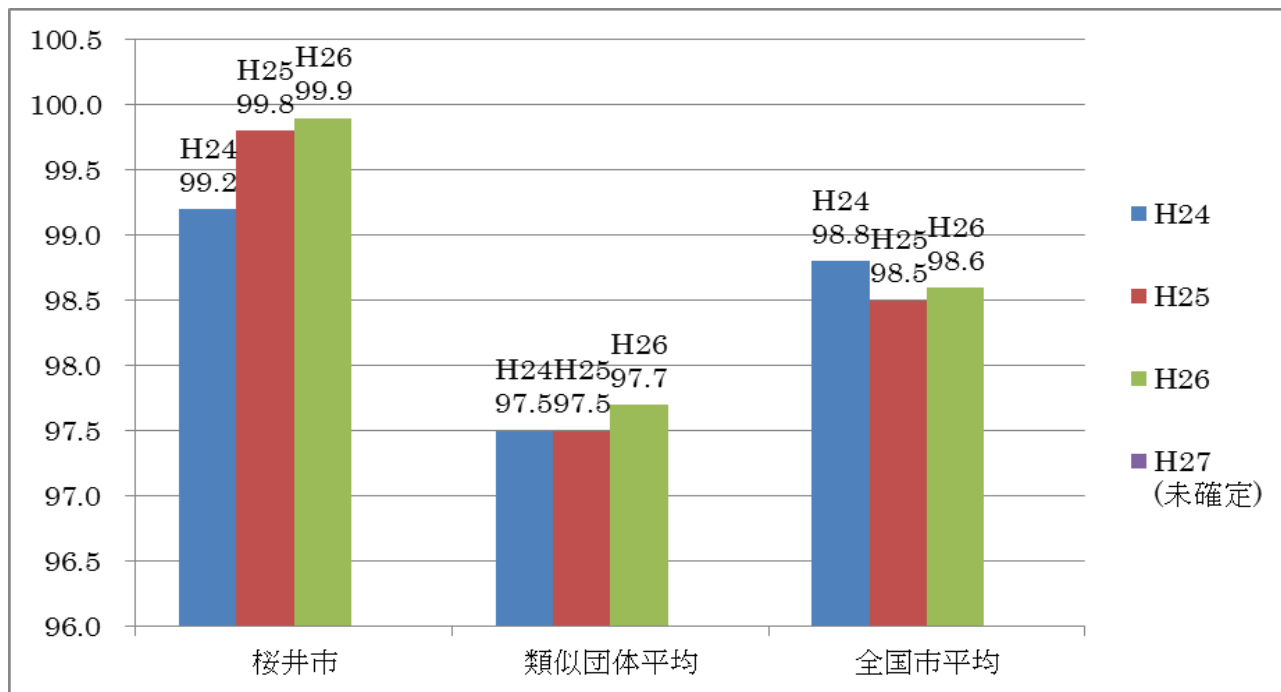
区 分	住民基本台帳人口 (H27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)H25年度の 人件費率
H26年度	人 59,424	千円 21,430,077	千円 408,932	千円 3,859,716	% 18.0	% 19.1

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人 当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
H26年度	人 425	千円 1,595,189	千円 350,884	千円 608,042	千円 2,554,115	千円 6,009

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、H26年4月1日現在の人数である。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

- 3 H24年及びH25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（H27年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桜井市	41.1歳	312,314円	416,650円

#### ② 技能労務職

区分	公務員			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)
桜井市	44.1歳	78人	312,862円	367,228円
うち清掃作業員	42.0歳	49人	308,506円	373,677円
うち給食調理員	47.1歳	20人	311,130円	337,916円
うち用務員	50.5歳	4人	333,150円	357,360円

#### ③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桜井市	40.1歳	323,255円	368,451円

(注) 1 「平均給料月額」とは、H27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（H27年4月1日現在）

区分	桜井市	
一般行政職	大学卒	174,200円
	高校卒	142,100円
技能労務職	156,158円	

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（H27年4月1日現在）

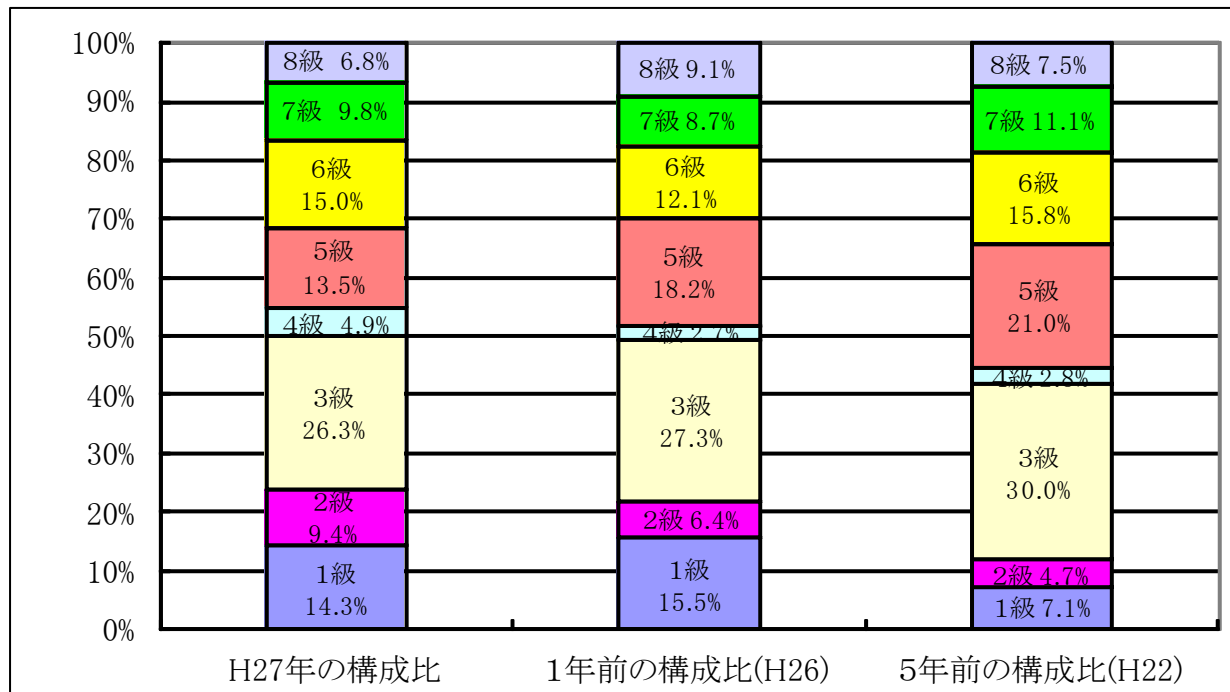
区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	256,400円	299,500円	363,200円
	高校卒	215,600円	256,400円	299,500円
技能労務職	228,017円	275,992円	328,025円	

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（H27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・技師補	38人	14.3%	137,600円	244,900円
2級	主事・技師	25人	9.4%	187,700円	301,900円
3級	主任	70人	26.3%	223,900円	347,700円
4級	主査	13人	4.9%	258,300円	378,700円
5級	係長・主査	36人	13.5%	285,000円	390,700円
6級	主幹	40人	15.0%	315,800円	407,900円
7級	課長	26人	9.8%	360,100円	442,600円
8級	部長・次長	18人	6.8%	405,800円	466,300円

- (注) 1 桜井市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

一律に昇給している。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

桜井市	
1人当たり平均支給額(H26年度)	
1,413 千円	
(H26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.6月分	1.5月分
(1.45)月分	(0.7)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

一律支給を行っている。

### (2) 退職手当(H27年4月1日現在)

桜井市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~30%)		
1人当たり平均支給額		
	6,648千円	24,004千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額はH26年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当(H27年4月1日現在)

支給実績(H26年度決算)		54,070 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(H26年度決算)		118,834 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内全域	3%	455人	3%
地域手当補正後ラスパイレス指数		99.9	
(ラスパイレス指数) ※いずれもH26年4月1日現在		(99.9)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (H27年4月1日現在)

支給実績 (H26年度決算)	27,210 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (H26年度決算)	110,611 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H26年度)	54.1 %
手当の種類 (手当数)	15 種類

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (H26年度決算)	123,298 千円
職員1人当たり平均支給年額 (H26年度決算)	351 千円
支給実績 (H25年度決算)	104,006 千円
職員1人当たり平均支給年額 (H25年度決算)	250 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (H27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (H26年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円、扶養親族1人につき6,500円等	同じ	なし	46,017千円	206,353円
住居手当	借家借間 : 支給限度額27,000円	同じ	なし	27,691千円	216,337円
通勤手当	交通機関利用者 : 運賃等相当額 (支給限度額55,000円) 交通用具利用者 : 距離区分に応じて支給 (支給限度額31,600円)	同じ	なし	26,177千円	66,608円
管理職手当	部長87,000円 次長70,000円 課長57,000円 主幹43,000円	一部異なる	管理職の範囲等	61,043千円	656,381円
宿日直手当	日直勤務 : 1回4,200円	同じ	なし	508千円	4,200円

5 特別職の報酬等の状況 (H27年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	市 長	730,000 円
		( 1,050,000 円)
	副 市 長	660,000 円
		( 885,000 円)
	教 育 長	581,000 円
		( 730,000 円)

報酬	議長 副議長	618,000 円 531,000 円 498,000 円
期末手当	市長 副市長	(H26年度支給割合) 3.1 月分
	議長 副議長	(H26年度支給割合) 3.1 月分
退職手当	市長 副市長 教育長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料年額×在職年数×54/100 18,921,600円 退職時 給料年額×在職年数×31.5/100 9,979,200円 退職時 給料年額×在職年数×22.5/100 6,274,800円 退職時

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

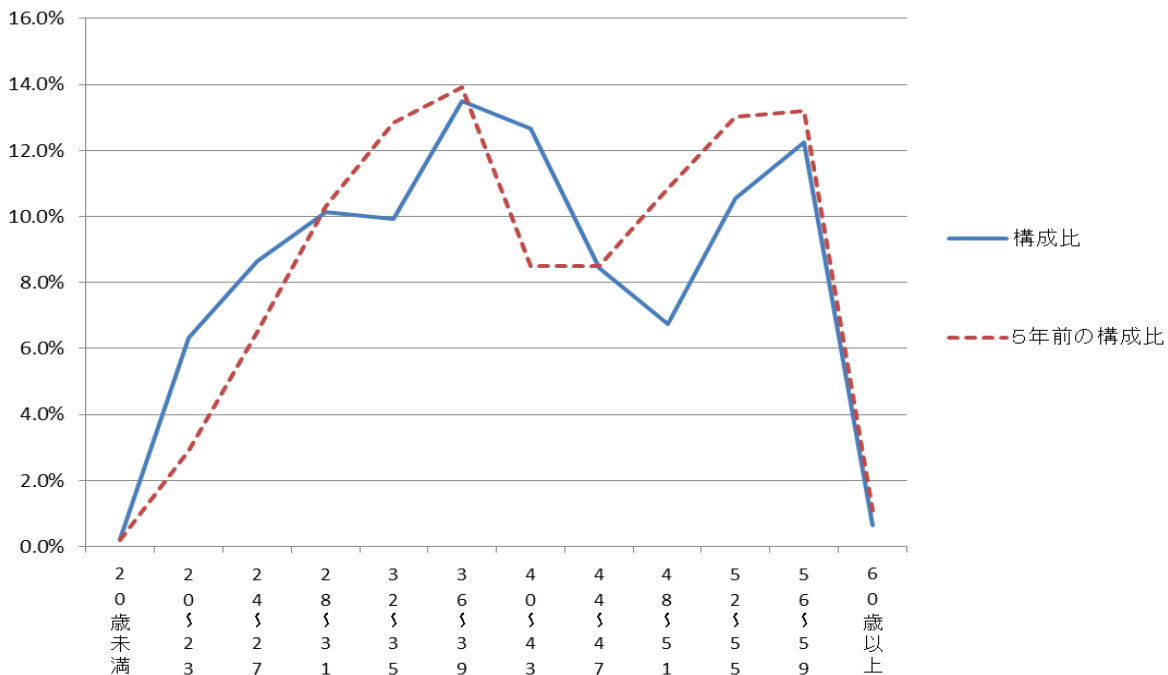
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		H26年	H27年			
普通 会計 部門	議会	4	4	0		
	一般 行政 部門	総務	70	74	4	ファシリティマネジメント等の業務の充実、欠員 部署への補充のための増
		税務	25	25	0	
		農水	11	12	1	欠員部署への補充のための増
		商工	15	15	0	
		土木	35	35	0	
		民生	121	122	1	地域包括ケア等の業務の充実のため の増
衛生	84	82	△2	退職者不補充による減		
	計	365	369	4	<参考>H26.4.1現在 人口1万人当たり職員数 61.01 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 50.63 人)	
	教育部門	61	59	△2	退職者不補充等による減	
	小計	426	428	2	<参考>H26.4.1現在 人口1万人当たり職員数 71.21 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 67.12 人)	
公営 企業 等部門	水道	15	14	△1	人事異動による欠員不補充による減	
	下水道	11	11	0		
	その他	22	21	△1	人事異動による欠員不補充による減	
	小計	48	46	△2		
合計		474	474	0	<参考>H26.4.1現在 人口1万人当たり職員数 79.24 人	
		[ 673 ]	[ 673 ]	[ 0 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（H27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	30人	41人	48人	47人	64人	60人	40人	32人	50人	58人	3人	474人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	379	380	368	365	365	369	△10 (97.4%)
教育	79	76	76	74	61	59	△20 (74.7%)
普通会計計	458	456	444	439	426	428	△30 (93.4%)
公営企業等会計計	47	49	51	49	48	46	△1 (97.9%)
総合計	505	505	495	488	474	474	△31 (93.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H25年度の総費用に占 める職員給与費比率
H26年度	千円 1,113,742	千円 150,701	千円 140,553	% 12.6	% 11.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
H26年度	人 15	千円 60,322	千円 12,719	千円 23,539	千円 96,580	千円 6,439

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、H27年3月31日現在の人数である。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (H27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
桜井市	43.4歳	65,150千円	536,553円

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

桜井市		桜井市 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (H26年度) 1,569 千円		1人当たり平均支給額 (H26年度) 1,413 千円	
(H26年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.5月分 (0.7)月分	(H26年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.5月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (H27年4月1日現在)

桜井市			桜井市 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~30%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~30%)		
1人当たり平均支給額 なし 22,507千円			1人当たり平均支給額 6,648千円 24,004千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、H26年度に退職した職員に支給された平均額である。



ウ 地域手当（H27年4月1日現在）

支給実績（H26年度決算）		2,013 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（H26年度決算）		134,193 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
市内全域	3 %	15 人	3 %

エ 特殊勤務手当（H27年4月1日現在）

支給実績（H26年度決算）	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（H26年度決算）	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（H26年度）	0 %

オ 時間外勤務手当

支給実績（H26年度決算）	2,809 千円
職員1人当たり平均支給年額（H26年度決算）	312 千円
支給実績（H25年度決算）	2,309 千円
職員1人当たり平均支給年額（H25年度決算）	330 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（H27年4月1日現在）

手当名	内容及び 支給単価	一般行政職の 制度との異動	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (H26年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (H26年度決算)
扶養手当	普通会計と同様			2,816 千円	234,625 円
住居手当				360 千円	120,000 円
通勤手当				762 千円	69,280 円
管理職手当				3,960 千円	660,000 円
宿日直手当				0 千円	0 円